

市第 142 号議案

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 13 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項ただし書中「第42条第 7 号イからクまで」を「第42条第 7 号」に改める。

第14条第 1 項の表中

「

耐火建築物又は同条第 9 号の 3 の準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
---	-------

を

」

「

耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物をいう。以下同じ。）又	建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物
--	---

は準耐火建築物（同条第9号の3の準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）

に改める。

」

附則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（園舎及び園庭）

第 7 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1 階に設けるものとする。ただし、園舎が第 14 条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第 42 条第 7 号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を 2 階に、前項ただし書の規定により園舎を 3 階建て以上とする場合であって、第 14 条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例 第 42 条第 7 号
第 42 条第 7 号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を 3 階以上の階に設けることができる。

（児童福祉施設基準条例の準用）

第 14 条 児童福祉施設基準条例第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 7 条第 1 項、第 8 条、第 10 条から第 12 条まで、第 14 条（第 4 項ただし書を除く。）、第 19 条、第 20 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 42 条第 7 号、第 43 条（後段を除く。）並びに第 48 条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省 略)		
第42条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（ <u>耐火建築物又は同条第9号昭和25年法律第201号）第3の準耐火建築物（同条第2条第9号の2の耐火建築物に該当するものを除く。物をいう。以下同じ。）又は</u> ） <u>は準耐火建築物（同条第9号の3の準耐火建築物をい</u> <u>い、同号口に該当するもの</u> <u>を除く。）（保育室等を3</u> <u>階以上に設ける建物にあっ</u> <u>ては、耐火建築物）</u>	<u>建築基準法（昭和25年法律第201</u> <u>耐火建築物</u> <u>号）第2条第9号の2の耐火建築</u> <u>物</u>
(省 略)		

(第2項省略)

附 則

(第1項から第3項まで省略)

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

- 4 施行日から起算して $\frac{10 \text{年間}}{5 \text{年間}}$ は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(第5項から第9項まで省略)